

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水道施設の耐震化、老朽化対策等について

(1) 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、財政措置の拡充等を図ること。

特に、生活基盤施設耐震化等交付金について、所要額を確実に確保するとともに、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、制度の充実を図ること。

(2) 大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化を図ること。

2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

特に、水道事業者が実施する水道管路耐震化事業の事業費の一部を一般会計出資の対象とする時限措置について、平成31年度以降も継続すること。

3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充を図ること。

4. 水道事業体の広域化について、支援体制を整備すること。

特に、水道事業運営基盤強化推進等事業について、採択基準の緩和や補助対象の拡大を図ること。

5. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

6. 河床の生物に起因する水道水のカビ臭について、全国的な実態調査及び発生メカニズムの研究を行い、発生防止対策を講じること。

また、カビ臭原因物質の吸着性能がより高い粉末活性炭の開発を促進すること。

7. 水道事業者が水源地域の土地を買収する際の財政支援制度を創設すること。